

山梨県公報

第二千八十五号

平成二十二年

十一月一日

月 曜 日

目次

告示

建築基準法に基づく道路位置指定……………六二五

公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………六二五

告示

山梨県告示第三百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十二年十一月一日
- 二 指定道路の位置
都留市大野字熊井戸五番九
- 三 指定道路の幅員
最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
三一・〇メートル

公告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社坂本組
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西七十二番地三
 - 3 破産管財人の氏名 小野正毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一八)第五二七号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年八月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社興建社
 - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡丹波山村二千八百四十九番地
 - 3 代表者の氏名 青柳秀和
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(特 二〇)第六二三号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社河西電業社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目九番一十五号
- 3 代表者の氏名 河西洋
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第四二〇六号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社峡南工業
- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町岩間二千三百六十八番地
- 3 代表者の氏名 竹之内守
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第五六一六号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月二十一日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 山梨プロパン株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市東三百八番地
- 3 代表者の氏名 内田美征
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七二七二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社大月メタル
- 2 主たる営業所の所在地 大月市賑岡町畑倉千八百七十二番地
- 3 代表者の氏名 米山智
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第八九二四号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社四方津建設
- 2 主たる営業所の所在地 上野原市四方津二千六百六十九番地

- 3 代表者の氏名 加藤千年
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第七二六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年九月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ロングライフホーム
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津七千四百十番地一
 - 3 代表者の氏名 中井敏雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第九四二九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番